

保育園・認定こども園の利用可能期間(産休・育休の場合)

<妊娠・出産の場合>

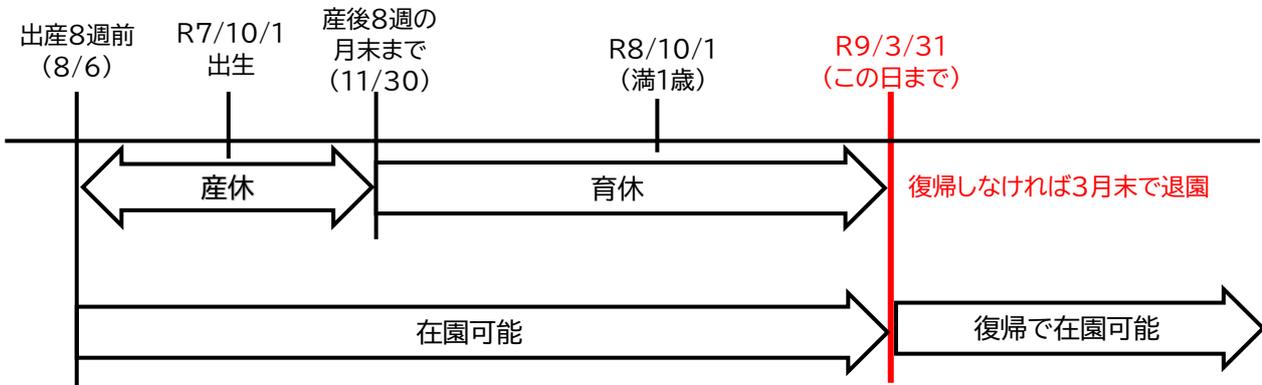
- ・出産(予定日)8週間前から産後8週間の経過する日の翌日が属する月の末日まで
- ・保育時間は標準時間もしくは短時間とする

<育児休業の場合>

- ・育児休業を取得する前に、上の子がすでに保育を利用しており継続利用が必要な場合、育児休業期間中に限り、以下の期間とする
- 0～2歳児・・・ 育児休業に係る子が1歳の誕生日を迎える年度の末日まで
- 3歳児以上・・・ 小学校就学まで(※)
- (※)育児休業取得開始時に、上の子が3歳児クラス以上に所属していることが条件
- ・保育時間は短時間とする

①上の子が0～2歳児の場合

- ・例(下の子が令和7年10月1日出生の場合)



②上の子が3歳児以上の場合

- ・例(下の子が令和7年10月1日出生の場合)

